



# 島根県報

令和3年3月8日(月)

号外第22号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【議会告示】**

島根県議会会議規則の一部改正

2

**議 会 告 示**

**島根県議会告示第1号**

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月8日

島根県議会議長 中 村 芳 信

第2条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。